

例3

令和6年度個人住民税の修正申告等により、個人住民税所得割が減少した方

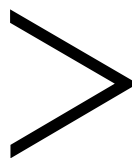
令和6年6月3日時点



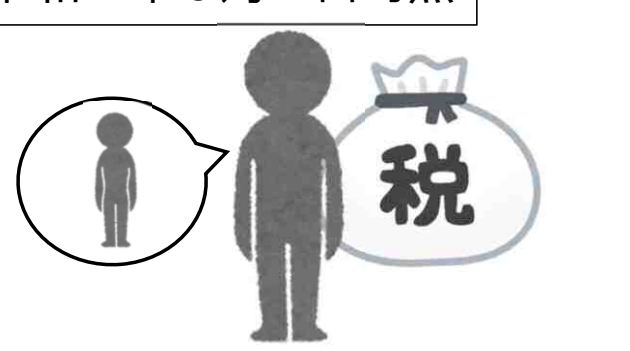
個人住民税所得割 20,000円

定額減税可能額(住民税分) 20,000円
(2人×住民税分1万円)

当初調整給付額 **0円**



令和7年6月2日時点



個人住民税所得割 10,000円

定額減税可能額(住民税分) 20,000円
(2人×住民税分1万円)

本来給付すべき額 **10,000円**



差額の**1万円**を不足額として給付

※「本来給付すべき額 10,000円」－「当初調整給付額 0円」＝10,000円

令和6年度住民税の当初決定時には個人住民税所得割額が2万円、個人住民税分の定額減税可能額が2万円のため、当初調整給付額は0円。当初決定後に申告の修正を行い、個人住民税所得割が1万円に減少した。不足額給付の計算時には減少後の個人住民税所得割で計算するため、個人住民税所得割が1万円、個人住民税分の定額減税可能額が2万円、本来給付すべき額は1万円。当初調整給付額0円と本来給付すべき額1万円の差額の1万円が不足額給付として給付される。※端数は1万円単位に切上げされる。